

小国町立中学校における
部活動の在り方に関する方針

平成31年3月
小国町教育委員会

1 はじめに

部活動は、現行の学習指導要領においてその意義や留意点が明記され、新しい中学校学習指導要領（平成 29 年 3 月告示。平成 33 年 4 月施行。）においても、「学校教育の一環として」行われるものであり、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するもの」と明記されている。異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの場として、また、部活動の様子の観察を通じた生徒理解等、その教育的意義は大きい。

一方、「学校教育の一環として」行われるものである以上、留意すべき点があり、新しい中学校学習指導要領では、「教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。」として、特に部活動をあげ、こうした教育的意義は部活動の充実のみで図られるのではなく、教科や特別活動をはじめとする教育課程内の活動との関連を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要であることを示している。

全国的にも、部活動の過熱化による長時間の活動がもたらす生徒への身体的・精神的負担や教員の業務見直しの観点等から、望ましい部活動環境の構築と生徒の生活全体を見渡したバランスのとれた生活や成長に配慮することが求められている。

このような状況下において、小国町教育委員会では、「これからの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁策定）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁策定）」及び「山形県における運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 12 月山形県教育委員会策定）」を踏まえ、「小国町立中学校における部活動の在り方に関する方針」を定めるものである。

町内各中学校、家庭、各社会教育団体、地域関係者等にあつては、本方針を踏まえて、家庭内での役割や地域活動参加機会を尊重するなど、本町の生徒の心身の調和と健全な育成に向けて互いに連携が図られることを期待するものである。

2 小国町における本方針策定の趣旨等

- (1) 本方針は、「これからの運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 3 月スポーツ庁策定）」、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成 30 年 12 月文化庁策定）」及び「山形県における運動部活動の在り方に関する方針（平成 30 年 12 月山形県教育委員会策定）」に則り、生徒にとって望ましい教育環境を構築するという観点から、義務教育である中学校段階の部活動が、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多彩な形で最適に実施されることを目指す。
- ① 「生きる力」の育成と知・徳・体のバランスのとれた成長を促すこと。
 - ② 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。
 - ③ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。
- (2) 小国町教育委員会は、学校が行う改革に必要な支援等に取り組むとともに、本方針に基づく各学校の取組状況について定期的にフォローアップを行う。
- (3) 小国町立中学校にあっては、本方針に則り、部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

3 適切な運営のための体制整備

- (1) 部活動の方針の策定等
- ① 校長は、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定する。部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、活動時間、休養日及び参加予定大会日程等）及び活動実績（活動日時、休養日及び大会参加日程等）を作成し、定期的に校長に提出する。
 - ② 校長は、「学校の方針」及び活動計画等を学校のホームページの掲載等により公表する。

- ③ 小国町教育委員会は、上記②に関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保及び教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施することができるよう、適正な数の部活動設置に努める。

- ② 小国町教育委員会は、各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用して学校へ配置するよう努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置づけ、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰はいかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒・保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、定期的に研修を行う。

- ③ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるように留意するとともに、外部指導者からの協力を得るなど、学校全体としての適切な指導、運営、及び管理に係る体制の構築を図る。

- ④ 校長は、定期的な活動計画及び活動実績の確認により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の関与が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

- ⑤ 校長は、部活動を適切に運営するために、部活動運営委員会（仮称）を設置し、各部活動の取組の確認や評価を行い、改善に努める。

なお、部活動運営委員会（仮称）は、学校の教職員のみならず、保護者、地域のスポーツ関係者、文化関係者、地域医療関係者等も組織に加えるなどして、活動内容や活動時間、学校と保護者の連携及び学校と地域の連携などについて、理解や協力を求めるよう努めることが望ましい。

- ⑥ 小国町教育委員会は、上記⑤部活動運営委員会（仮称）の開催に当たり、校長の求めに応じて各種関係者の参加を調整するとともに、地域スポーツ関係者等へ生徒の健康・安全の確保に係る啓発に努め、協力を求める。
- ⑦ 小国町教育委員会は、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者を対象とする部活動指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑧ 小国町教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑨ 校長は、各部活動の運営では、保護者等の理解と協力が重要であることから、スケジュールや活動状況の情報を常に共有し、信頼関係を深めるように努める。
- また、各部活動の保護者会等が設置されている場合は、運営主体、学校への支援体制及び会計責任等について保護者会等との役割を明確にし、共通理解を図るよう努める。

4 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

- ① 校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たり、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び文化庁が策定した「部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）に努めるとともに、体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 小国町教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

② 部活動顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から、併せてスポーツ医・科学の見地からはトレーニング効果を得るため、休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、スポーツ障害・外傷のリスクを高めること、必ずしも体力や運動能力、各種技能の向上につながらないこと、部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を、正しく理解する。

あわせて、生徒の体力・芸術文化等の能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図る。そのうえで、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、種目や分野の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 運動部活動指導のための各種手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成した指導手引や「運動部活動外部指導者の手引き」(平成30年3月県教育委員会)を活用して、2(1)に基づく指導を行う。

(3) 文化部活動用指導手引の活用

文化部顧問は、文化部活動に係る各分野関係団体等が作成した指導手引きを活用して、2(1)に基づく合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。

5 適切な部活動の運営

各学校の部活動の運営については、成長期にある生徒が教育課程内の活動、部活動、学校外・地域での活動、その他の運動、食事、休養及び睡眠等、バランスのとれた生活を送ることができるよう、下記の点に留意し、適切に行うものとする。

休養日	週当たり ：平日1日以上 ：土曜日及び日曜日（以下「週休日」という）1日以上 但し、原則として日曜日を休養日とする
-----	--

活動時間	平日 2 時間程度、週休日等 3 時間程度
長期休業中の休業日	ある程度長期の休養期間を設ける（連続した休養日の設定）
始業前練習	禁止
保護者会主催の練習会	保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る
部活動と同じ内容のクラブ等の活動	部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動となるよう理解と協力を得る

- ① 小国町教育委員会及び学校は、部活動における休養日及び活動時間について、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究(*1)等を踏まえ、以下を基準として遵守する。

ア 学期中の休養日の設定

- a 休養日は、週当たり 2 日以上（平日 1 日以上、週休日 1 日以上、ただし週休日のうち原則日曜日を休養日とする）となるように設定する。
- b 白い森おぐに保小中高一貫教育における地域参加推進の観点から、以下の期日は休養日とする。
- ・ 町内一斉清掃日の午前
 - ・ 白い森ニュースポーツ大会
 - ・ 白い森サマースポーツ大会
 - ・ 白い森ウィンタースポーツ大会

1 「スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間について」（平成 29 年 12 月 18 日 公益財団法人日本体育協会）において、研究等が競技レベルや活動場所を限定しているものではないことを踏まえた上で、「休養日を少なくとも 1 週間に 1～2 日設けること、さらに、週当たりの活動時間における上限は、16 時間未満とすることが望ましい」ことが示されている。 *団体名称を「公益財団法人日本スポーツ協会」に変更（平成 30 年 4 月 1 日）

イ 1日の活動時間

- a 長くとも、平日では2時間程度、学校の休業日（週休日、休日、長期休業日）では3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- b 上記の活動時間とは、通常の練習の活動時間であり、大会・練習試合・合宿等（以下「大会等」という）については上記活動時間を適用しなくてもよいが、大会等を計画する際には、上記2（1）で示したスポーツ医・科学の見地や教員の部活動関与時間の削減、学校単位で参加する大会の見直し等（後記）を踏まえ、毎週のように大会等に参加するなどの過度な活動状況にならないようにする。

ウ 長期休業中の休養日の設定

- a 学期中に準じた扱いを行い、できる限り週休日に休養日を設定することが望ましい。
- b 部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。
 - ・ ある程度長期の休養期間後に部活動を再開する場合には、生徒の身体的な負担を考慮して、急激に再開せずに段階的に活動を始めるなど、けがの防止に努める。

エ 学期中の始業前練習（朝練習）

- a 始業前練習については禁止とする。

オ 学校管理下外の生徒の活動について

a クラブ活動での活動

校長は、各部顧問（生徒が代替組織で活動している場合は担当者）に対し、個人として自らの競技力の向上を目指して学校外のクラブ等に所属し活動している生徒の活動の実態を把握するよう指導する。

b 保護者会主催の活動（*2）（クラブ）

校長は、保護者会が設置されている部活動について、その目的が学校部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る。

- c 運動部活動と同じ内容の学校管理下外の活動(*3)について

校長は、学校管理下外の「地域スポーツクラブ」の活動が、学校の運動部活動と同じ内容の活動を行っている実態を把握した場合には、生徒の過度な負担とならないよう、クラブ関係者や保護者の理解と協力を得ながら、学校の運動部活動と地域スポーツクラブまたはスポーツ少年団の活動日・活動時間を合わせても、上記ア～エの基準内の活動となるように、各運動部顧問に対し指導する。

なお、校長は、地域スポーツクラブへの部員の加入については、必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならぬような雰囲気になったりすることのないよう、チーム関係者、保護者に理解と協力を得る。

- ② 校長は、2(1)①に掲げる「学校の方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、2(1)②により各部の休養日及び活動時間等を設定し公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

- ③ 休養日及び活動時間等の設定については、学校の実態を踏まえた工夫として、以下のようなことも考えられる。

ア 学校行事等の関係から一定期間中に、学校全体の部活動休養日を設ける。

イ 「中体連主催大会」前に特別強化期間等を設定する場合には、少なくとも週1日の休養日を設けた上で、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定め、休養日を振替える。

*2 保護者会主催の活動(クラブ活動)とは、単一学校の単一運動部活動の部員のみで構成し、当該学校の部活動に引き続き活動したり、部活動が休養日の時に活動したりすることをいう。

*3 学校の部活動顧問や外部指導者がクラブの指導者となっており、構成メンバーが学校の部活動の部員とほぼ変わらないメンバーで、学校の部活動に引き続き行われたり、部活動が休養日の時に活動したりする「地域スポーツクラブ」を指す。「地域スポーツクラブ」とは、①総合型地域スポーツクラブ、②スポーツ少年団、③単一種目スポーツクラブを指す。

6 部活動における事故防止について

(1) 活動前における配慮事項

① 連絡体制の整備と健康状態の把握

ア 校長は、学校の管理下において事故が発生した場合に備え、学校の危機管理マニュアル（部活動中の事故を含む）を確立し、平素から部活動顧問・教職員・生徒・外部指導者・部活動指導員・小国町教育委員会とともに共通理解を図る。

イ 校長は、各部活動顧問及び養護教諭に対し、生徒の既往症（心臓疾患やアレルギーの有無等）を事前に把握し、万一の際の対処法を他の教職員、生徒本人及び保護者等と確認しておくよう指導する。

ウ 部活動顧問は、活動前に生徒の体調確認を行うなど、事前の事故防止を徹底する。

② 安全点検（施設・設備・備品・用具・AED設置場所確認）

ア 校長は、各部活動顧問に対し、活動場所、設備、備品及び用具等の安全点検を、毎日の活動前後に生徒とともに行うよう指導する。また、不具合が発見された場合は、活動を中止するなど適切な対応をとり、事故防止を徹底する。

イ 校長は、各部活動顧問及び生徒に対し、AEDの設置場所を確実に把握するよう指導するとともに、AEDの使用方法については、各部活動顧問を積極的かつ定期的に研修会に参加させたり、講師を招聘しての構内研修会を開催したりするなどして、各部活動顧問が確実に使用できるように努める。

(2) 活動中における配慮すべき事項

① 体調の確認と円滑なコミュニケーション

ア 部活動顧問は、活動中にも生徒の体調確認を行うとともに、生徒が体調不良の際には、自らすぐに申し出ることができるよう、生徒と円滑なコミュニケーションを図っておく。

② 生徒自身の管理

ア 部活動顧問は、生徒に対し、自ら事故や熱中症等を回避することができるよう指導する。

(3) 天候等を考慮した指導について

校長は、各部活動顧問に対し、活動時の気象情報には十分留意し、下記の点について指導する。

- ① 高温・多湿時において、部活動等が予定されている場合については、活動の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。なお、日程調整の関係等でやむを得ず開催する場合には、WBGT等により環境温度の測定を行い、WBGT31℃以上を指している間は、原則として活動中止、WBGT28℃以上の場合は、参加する生徒の適切な選別、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底することとし、活動中に熱中症等の疑いのある症状が見られた場合には、「熱中症対応フロー」（参照４）に従い、迅速に対応する。
- ② 雨天時等にやむを得ず屋外で活動する場合は、生徒の衣服が濡れたままで長時間活動するなどして低体温症になることのないよう、健康状態に十分注意する。
- ③ 雷や暴風雨の際には、活動の中止や中断の判断を的確に行う。

7 生徒ニーズを踏まえた環境の整備

（１） 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置

- ① 校長は、運動する生徒としない生徒の二極化や、生徒の運動・スポーツに関するニーズが、友達と楽しめること、適度な頻度で行えることなど多様化している状況を踏まえ、性別や障害の有無に関わらず、より多くの生徒のスポーツ活動の機会の創出が図られる体制を地域とともに考える。

（２） 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

- ① 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであることを踏まえ、生徒が参加しやすいような多様なレベルやニーズに応じた文化部活動を、学校の実態に応じて行うことができるように努める。

（３） 地域との連携

- ① 小国町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携等により、部活動と地域スポーツクラブの二者択一ではなく、学校と地域が協働・融合した形での部活動を検討するなど、生徒のスポーツ環境整備を進める。
- ② 小国町教育委員会及び校長は、学校や地域の実態に応じて、社会

教育施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力等により、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

- ③ 小国町体育協会、競技団体、他のスポーツ団体及び小国町文化協会等は、小国町教育委員会と連携し、学校と地域が協働・融合した形での地域のスポーツ及び文化芸術等の活動のための環境整備を推進する。

また、小国町教育委員会が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動顧問等に対する研修等、スポーツ指導者及び芸術文化等の活動指導者の質の向上に関する取組に協力する。

- ④ 小国町教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツ及び芸術文化等の活動に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

- ⑤ 小国町教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者がともに子どもの健全な成長のための教育、スポーツ、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、地域・保護者の理解と協力を促す。

8 学校単位で参加する大会等の見直し

- (1) 小国町教育委員会は、学校の各部が参加する大会・試合等の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会・試合等に参加することが生徒や部活動顧問の過度な負担とならないよう、大会等の見直しに向けた検討を主催者及び各競技団体等に要請する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部活動顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。あわせて、保護者会や関係団体等へ理解と協力を求める。

部活動の在り方に関する方針＜概要版＞

平成 31 年 3 月 小国町教育委員会

1 小国町における本方針策定の趣旨等

- スポーツ庁、文化庁策定のガイドライン、山形県教育委員会策定の基本方針に則り、本町立中学校生徒にとって望ましい教育環境を構築する。
- 小国町教育委員会は、学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

- 校長は、学校教育目標の実現に向けて、本基本方針に則り「学校の部活動に係る基本方針」を策定し公表する。
- 部活動顧問は、「学校の部活動に係る活動方針」に基づいて、年間活動計画及び活動実績を作成し、定期的に校長に提出する。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- 体罰等の根絶 ○スポーツ障害や健康問題への正しい理解 ○安全対策の徹底
- バーンアウトの予防 ○科学的トレーニング ○各種指導手引きの活用

4 適切な部活動の運営

～成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、家庭・地域での体験や活動、食事、運動、休養及び睡眠等のバランスのとれた生活を送ることができるように～

学期中の休養日（週当たり）	平日 1 日以上、週休日（土・日）1 日以上
活動時間	平日 2 時間程度、週休日等 3 時間程度
長期休業中の休養日	ある程度長期の休養期間を設ける（連続した休養日の設定）
始業前練習	禁止
保護者会主催の練習会	保護者会が単独で練習会（クラブ活動）を主催することのないよう保護者の理解と協力を得る
部活動と同様のクラブ活動等	部活動の活動時間と併せて上記基準内の活動とするよう理解と協力を得る

* 保小中高一貫教育における地域活動参加推進の観点から、町内一斉清掃日の午前、白森三大スポーツ大会終日は休養日とする。

5 部活動における事故防止について

- 連絡体制整備 ○安全点検 ○円滑なコミュニケーション ○生徒自身の管理

6 学校単位で参加する大会等の見直し

- 小国町教育委員会は、大会等の全体像を把握し必要により主催者等に要請する。
- 校長は、生徒の教育的意義等を考慮して、参加する大会等を精査する。